

# 青山小学校PTA規約

昭和62年4月1日 制定

## 第一条 名称と事務所

この会は、名称を青山小学校PTAとし、事務所を青山小学校（以下「本校」とする）に置く。

## 第二条 目的

この会は、本校教育の理解を深め、協力して本校児童の幸福を図る。

## 第三条 会員

- 一. 本校児童の保護者。
- 二. 本校教職員。

## 第四条 活動

- 一. 保護者と教職員は、学びあう。
- 二. 学校と家庭とは、連絡を取りながら良い環境を作る。
- 三. 学校教育に協力する。
- 四. 会員相互の親睦を図る。

## 第五条 方針

- 一. この会の目的を果たす為に、必要に応じて、他の団体や機関と協力する。
- 二. 特定の政党や宗教に偏らない。また、営利を目的とした行為は行わない。
- 三. 学校の管理・運営・人事には、干渉しない。
- 四. この会やこの会の役職名を用いて、公私の選挙候補者となったり、候補者を推薦したりすることはできない。

## 第六条 権利・義務

- 一. 会員は、権利が平等であり、平等の義務を負う。
- 二. 会員の慶弔に関しては、内規でこれを定める。
- 三. 会員は総会で決められた会費を納める。

## 第七条 集会

この会の集会とは、総会・役員会・常任委員会・学級委員会・実行委員会・

推薦委員会・各専門部会とする。

## 第八条 総会

- 一. 総会は、最高の議決機関で会長が招集する。
- 二. 総会は定時総会と選出総会及び臨時総会とする。
- 三. 定時総会は、年度初めに開催し、以下の各号につき議決及び承認する。
  - イ. 規約の改正
  - ロ. 教員役員
  - ハ. 決算
  - ニ. 年間活動計画と予算
  - ホ. その他
- 四. 選出総会は、年度末に開催し、次年度の役員（教員役員を除く）を承認する。
- 五. 臨時総会は、常任委員会が必要とした時に開催する。
- 六. 総会は、会員の10分の1以上の出席で成立し、議決及び承認は出席者の過半数による。

## 第九条 常任委員会

- 一. 毎月1回開催し、役員・専門部長・学級代表をもって構成する。
- 二. 2分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数による。
- 三. 役員会・各種委員会・各専門部会より提案された事項を評議する。
- 四. 総会提出の議案並びに予算案を、審議する。
- 五. その他、各種の行事計画などを、協議する。

## 第十条 学級会・学級委員会

- 一. 学級会は学級を単位とし、保護者と教員により構成。
- 二. 学級会には、代表及び広報・校外の委員を置く。
- 三. 学級会は、学校教育や子どもの生活について、話し合う。
- 四. 学級委員会は、学級代表・広報部員・校外部員及び教員で構成する。
- 五. 必要に応じて学級委員会を開き、学級会に関する事項を協議する。

## 第十一条 専門部会

- 一. この会の専門の活動をする為、次の部会を置く。
  - イ. 広報部（P T A活動を会員に知らせる。機関誌の発行）
  - ロ. 校外部（子どもの校外における指導並びに地域の環境整備を図る。青山地区委員会などとの連携活動）
- 二. 必要がある時は、常任委員会の議決を経て、特別専門部を置くことができる。
- 三. 各部は、各学級の保護者の中から1名以上と、教員2名以上をもって構成し、保護者から部長・副部長、各1名を置く。

## 第十二条 役員

- 一. 役員は次の通りとする。
  - イ. 会長 1名 （保護者）
  - ロ. 副会長 3名以上 （保護者2名以上、教員1名）
  - ハ. 書記 3名以上 （保護者2名以上、教員1名）
  - ニ. 会計 3名 （保護者2名、教員1名）
- 二. 役員会は、運営の最終責任をもつ機関であり、合議によってこの会を運営する。
- 三. 任期は1年とし、同一役職1回に限り、再任できる。

但し、本会運営状況を考慮し、選出の過程において推薦委員会より提案され、常任委員会で承認された場合は再々任を公示し、選出総会において承認を求めることができる。
- 四. 会長は会務を統一し、総会・常任委員会・推薦委員会を招集する。
- 五. 副会長は、会長を助け、会長に事故ある時は、副会長がこれを代行する。
- 六. 書記は、総会・常任委員会の議事録を作成し、書類などの保管をする。
- 七. 会計は、会計事務をする。

## 第十三条 会計監査

- 一. 会計監査は、2名（保護者）とする。

- 二. 会計監査は、毎学期末に定期監査を行うほか、必要に応じて、いつでも監査することができる。
- 三. 会計監査は、監査結果を総会・常任委員会に報告する。
- 四. 会計監査は、必要に応じて常任委員会に出席することができる。  
但し、議決には加わらない。
- 五. 任期は1年とし、1回に限り再任できる。

#### 第十四条 役員・会計監査の選出

- 一. 役員・会計監査選出の為に推薦委員会を設ける。推薦委員は、各学級代表と教員4名とで構成する。
- 二. 推薦委員会は、保護者全員の中より候補者を推薦し、総会の承認を求める。
- 三. 選出方法においては細則に定める。
- 四. 推薦委員会は、役員・会計監査の選出をもって解散する。

#### 第十五条 校長

学校長は、いかなる集会にも出席して、意見を述べることができる。

#### 第十六条 経理

- 一. この会の経理は、会費で賄う。
- 二. 予算の費目の流用は、常任委員会の承認を受けなければならない。
- 三. 毎年度、定時総会前の予算は暫定予算として、前年度末の常任委員会の議決を経て、定時総会に報告されなければならない。
- 四. この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第十七条 細則

この会の運営に必要な細則及び内規の制定及び改廃は、この規約に反しない範囲で、役員会が発議して常任委員会で議決する。

#### 第十八条 改正

この規約の改正は、常任委員会の3分の2以上の発議で、総会に提出する。

#### 第十九条 雑則

この規約は、昭和62年4月1日から、有効とする。

## 附 則

この会の会費は、児童数にて徴収し、以下の通りの会費とする。

1人目 600円

2人目 1人につき 200円

平成 6年 5月19日 一部改正

平成 8年 3月15日 一部改正

平成11年 3月 4日 一部改正

平成13年 3月 8日 一部改正

平成17年 5月16日 一部改正

平成22年 2月 4日 一部改正

# 慶 弔 内 規

## 第一条

会員の慶弔及び傷病、又は災害に関しては、この内規により、慶弔金及び見舞金を支給する。

## 第二条

この内規は、会員及び本校児童以外の家庭については、適用されないものとする。

## 第三条

この内規に定める結婚及び出産祝い金は、教職員会員のみに適用する。

## 第四条

祝い金は、次の各号によって支出する。

- 一. 結婚                    10,000円
- 二. 出産                    10,000円

## 第五条

弔慰金は、次の各号によって支出する。

- 一. 会員死亡（保護者又はこれに代わる人。）                    10,000円  
    但し、教職員の場合は、別途に花輪又は生花を供する
- 二. 児童死亡                    10,000円
- 三. 教職員の配偶者・父母・子女の死亡                    10,000円

## 第六条

見舞金は、次の各号によって支出する。

- 一. 会員、傷病入院1週間以上                    10,000円
- 二. 児童、傷病入院1週間以上                    5,000円
- 三. 会員が風水害、火災等、災害を受けた場合、その都度、役員会において決定する。

## 第七条

この内規に関する親族関係が、会員又は児童として2人以上ある場合はその

1人に支給する。

## 第八条

この内規内の各条に該当しない慶弔事項の支給については、役員会において決定する。

昭和62年	4月	1日	制定
平成7年	4月	24日	一部改正
平成13年	3月	8日	一部改正
平成15年	6月	16日	一部改正
平成24年	3月	13日	一部改正
平成26年	3月	4日	一部改正
令和3年	4月	22日	一部改正

# 役員・会計監査選出 細 則

- 一. 役員・会計監査選出の為に推薦委員会を設ける。
    - イ. 推薦委員会は、会長が招集し、2学期中に発足する。
    - ロ. 推薦委員会は、委員長1名、副委員長1名、書記1名を互選する。
    - ハ. 推薦委員会は、次年度の役員・会計監査候補者を責任をもって推薦し又推薦に関する一切の事務を行う。
  - 二. 推薦委員は、候補者を兼ねることはできない。  
但し、候補者に推薦された場合は、推薦委員を辞退し、後任者を立てなければならない。
  - ホ. 推薦委員長は、候補者になることはできない。
- 二. 推薦委員会は、全保護者（6年生除く）の中から、候補者を推薦する。
  - 三. 推薦委員会は、候補者の役職（役員・会計監査）を、内定する。  
但し、候補者の役職希望は、原則として認めない。
  - 四. 推薦委員会は、内定した候補者を公示する。
    - イ. 候補者の学年・氏名・役職などを、選出総会7日前までに公示する。
    - ロ. 同一役職を再任する者については、その旨を公示する。

昭和62年 4月 1日 制定

平成12年11月 27日 一部改正



# 専門部 細 則

- 一. 各専門部の中に、会員の教養を高め、健康と親睦を目的とするクラブを希望により、設置する事ができる。
- 二. 各クラブは、10名以上の希望者により設置し、世話人2名（教職員に限らない）を置き、各部の組織課に属す。

なお、希望者が10名以下の場合は、常任委員会の議決によって成立する。

- 三. 各クラブの指導者及びクラブ員は、会員及び元会員であることを、原則とする。

但し、元会員はクラブ加入時に、必ず保険に加入してもらう。

- 四. クラブ費は、原則として受益者負担とする。
- 五. 各部長はクラブ間の連絡調整を図り、円滑なる活動を、補佐する。
- 六. 各クラブは、3月で活動を一時中断するのではなく、新年度も引き続いて活動し、クラブ員も随時募集することができる。
- 七. 校外活動における諸行事、諸活動の一部については校外部が総括し、各学年、学級の協力をもってこれを行う。
- 八. 青山小学校部活動に伴い、青山小学校部活動規約を定める。

昭和62年 4月 1日 制定

平成11年 3月15日 一部改正

平成26年 3月 4日 一部改正

# 実行委員会 細 則

- 一. P T A主催の行事の為に、必要に応じて常任委員会で審議した上で、実行委員会を設ける。
- 二. 実行委員会は、会長が招集する。
- 三. 担当学年に実行委員会選出方法を一任し、会長の承認後、委員会が成立する。
- 四. 実行委員会は、委員長1名、書記1名、会計2名を互選する。
- 五. 運営方法については、実行委員長に一任する。
- 六. 必要に応じて、役員と連携する。
- 七. 実行委員会は、行事終了後、会計報告をもって解散する。

昭和62年	4月	1日	制定
平成9年	3月	6日	一部改正
平成12年	9月	19日	一部改正
令和3年	4月	22日	一部改正